



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

漁業災害補償法に基づく特定養殖業の区域の設定（水産課）	1
事業の認定（用地課）	4
公共測量の実施の通知（道路管理課）	6

公 告

准看護師試験の実施（保健医療総務課）	6
大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課）	6
建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	7
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	9

選挙管理委員会事項

不在者投票を行うことができる施設の指定	9
---------------------	---

告 示

沖縄県告示第384号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の3第1項第2号の規定により、特定養殖業の種類に応じ定める一定の区域を次のように定める。

平成25年沖縄県告示第559号（漁業災害補償法に基づく特定養殖業の区域の設定）は、廃止する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和4年10月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 真珠母貝養殖業

加入区の名称	区域
座間味加入区	座間味村漁業協同組合の地区
八重山加入区	八重山漁業協同組合の地区

2 のり等養殖業（のり養殖業）

加入区の名称	区域
伊平屋加入区	伊平屋村漁業協同組合の地区
伊是名加入区	伊是名漁業協同組合の地区
本部加入区	本部漁業協同組合の地区
今帰仁加入区	今帰仁漁業協同組合の地区
羽地加入区	羽地漁業協同組合の地区
伊江加入区	伊江漁業協同組合の地区

恩納加入区	恩納村漁業協同組合の地区
金武加入区	金武漁業協同組合の地区
勝連加入区	勝連漁業協同組合の地区
沖縄加入区	沖縄市漁業協同組合の地区
佐敷中城加入区	佐敷中城漁業協同組合の地区
知念加入区	知念漁業協同組合の地区
読谷加入区	読谷村漁業協同組合の地区
那覇地区加入区	那覇地区漁業協同組合の地区
座間味加入区	座間味村漁業協同組合の地区
渡嘉敷加入区	渡嘉敷漁業協同組合の地区
渡名喜加入区	渡名喜村漁業協同組合の地区
久米島加入区	久米島漁業協同組合の地区
宮古島加入区	宮古島漁業協同組合の地区
八重山加入区	八重山漁業協同組合の地区
与那国加入区	与那国町漁業協同組合の地区

3 のり等養殖業（もずく養殖業）

加入区の名称	区域
伊平屋第1加入区	伊平屋村漁業協同組合の地区のうち伊平屋村字田名地区
伊平屋第2加入区	伊平屋村漁業協同組合の地区のうち伊平屋村字前泊地区
伊平屋第3加入区	伊平屋村漁業協同組合の地区のうち伊平屋村字我喜屋地区
伊平屋第4加入区	伊平屋村漁業協同組合の地区のうち伊平屋第1加入区から伊平屋第3加入区までに係る地区を除く地区
伊是名第1加入区	伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名村字伊是名地区
伊是名第2加入区	伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名村字内花地区
伊是名第3加入区	伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名村字勢理客地区
伊是名第4加入区	伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名第1加入区から伊是名第3加入区までに係る地区を除く地区
国頭加入区	国頭漁業協同組合の地区
名護加入区	名護漁業協同組合の地区
本部加入区	本部漁業協同組合の地区
今帰仁加入区	今帰仁漁業協同組合の地区
羽地加入区	羽地漁業協同組合の地区
伊江加入区	伊江漁業協同組合の地区
恩納第1加入区	恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字瀬良垣地区
恩納第2加入区	恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字恩納及び谷茶地区

恩納第3加入区	恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字富着及び前兼久地区
恩納第4加入区	恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字仲泊及び山田地区
恩納第5加入区	恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字真栄田地区
恩納第6加入区	恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納第1加入区から恩納第5加入区までに係る地区を除く地区
金武加入区	金武漁業協同組合の地区
宜野座第1加入区	宜野座村漁業協同組合の地区のうち宜野座村字宜野座地区
宜野座第2加入区	宜野座村漁業協同組合の地区のうち宜野座第1加入区に係る地区を除く地区
石川第1加入区	石川漁業協同組合の地区のうちうるま市石川地区
石川第2加入区	石川漁業協同組合の地区のうちうるま市旧具志川地区
勝連第1加入区	勝連漁業協同組合の地区のうちうるま市勝連津堅地区
勝連第2加入区	勝連漁業協同組合の地区のうちうるま市勝連浜及び比嘉地区
勝連第3加入区	勝連漁業協同組合の地区のうちうるま市勝連平敷屋地区
勝連第4加入区	勝連漁業協同組合の地区のうち勝連第1加入区から勝連第3加入区までに係る地区を除く地区
与那城第1加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち伊計支部の地区
与那城第2加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち池味支部の地区
与那城第3加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち宮城支部の地区
与那城第4加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち上原支部の地区
与那城第5加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち桃原支部の地区
与那城第6加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち平安座支部の地区
与那城第7加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち屋慶名支部の地区
沖縄加入区	沖縄市漁業協同組合の地区
南原加入区	南原漁業協同組合の地区
佐敷中城加入区	佐敷中城漁業協同組合の地区
知念第1加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市知念字志喜屋地区
知念第2加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市知念字山里地区
知念第3加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市知念字具志堅地区
知念第4加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市知念字知念地区
知念第5加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市知念字久手堅地区
知念第6加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市知念字安座真地区
知念第7加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市知念字久高地区
知念第8加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市玉城地区
知念第9加入区	知念漁業協同組合の地区のうち知念第1加入区から知念第8加入区まで

	に係る地区を除く地区
読谷加入区	読谷村漁業協同組合の地区
那覇市沿岸加入区	那覇市沿岸漁業協同組合の地区
那覇地区加入区	那覇地区漁業協同組合の地区
糸満加入区	糸満漁業協同組合の地区
座間味加入区	座間味村漁業協同組合の地区
渡嘉敷加入区	渡嘉敷漁業協同組合の地区
久米島加入区	久米島漁業協同組合の地区
宮古島第1加入区	宮古島漁業協同組合の地区のうち宮古島市平良字狩俣地区
宮古島第2加入区	宮古島漁業協同組合の地区のうち宮古島市平良字島尻地区
宮古島第3加入区	宮古島漁業協同組合の地区のうち宮古島市平良字西仲宗根及び西原地区
宮古島第4加入区	宮古島漁業協同組合の地区のうち宮古島市平良字松原及び久貝地区
宮古島第5加入区	宮古島漁業協同組合の地区のうち宮古島市平良字荷川取地区
宮古島第6加入区	宮古島漁業協同組合の地区のうち宮古島第1加入区から宮古島第5加入区までに係る地区を除く地区
伊良部加入区	伊良部漁業協同組合の地区
池間加入区	池間漁業協同組合の地区
八重山第1加入区	八重山漁業協同組合の地区のうち石垣市地区及び竹富町小浜地区
八重山第2加入区	八重山漁業協同組合の地区のうち竹富町小浜地区を除く竹富町地区

沖縄県告示第385号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和4年10月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 伊江村
- 2 事業の種類 伊江島補助飛行場周辺まちづくり支援事業（サブグラウンド施設整備）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 伊江村字東江前崎浜原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

伊江島補助飛行場周辺まちづくり支援事業（サブグラウンド施設整備）（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である伊江村が事業主体となって、起業地内にサブグラウンド及びブルペンを整備する事業であるから、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である伊江村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

伊江村は、平成29年度に策定した「伊江村観光振興基本計画」において、観光振興の戦略としてスポーツツーリズムの振興を掲げ、プロ、社会人及び学生野球を中心として、幅広く積極的に合宿誘致を推進している。

誘致の推進に当たり中核的な施設となる野球場は、平成24年度に策定した「総合運動公園基本計画」に基づき整備されたものであり、学童野球の伊江島交流大会などのほか、県内外からの野球チームの合宿やキャンプ等に活用されている。しかし、利用団体から現在の施設は狭あいで効率的な練習に支障があるとの意見が示されており、この点の機能強化が喫緊の課題とされている。

本件事業は、このような状況に対応するため計画されたものであり、起業地内にサブグラウンド及びブルペンを整備する事業である。

本件事業の施行により、野球場、近隣の多目的屋内運動場及び令和4年度に供用開始予定の屋内体育館施設と相まって、プロスポーツ選手の使用に耐えるトレーニング環境が整備され、合宿誘致を強力に推進することが可能となる。また、選手との交流や試合観戦を目的とした観光客の増加が見込まれ、伊江村の振興に寄与することが期待される。

これに加えて、サブグラウンド及びブルペンが、村民等による野球の練習試合、フットサルその他のレクリエーションに利用されることにより、利用者の体力の維持及び向上、健康の保持増進等に資することが見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されておらず、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずることとしている。

また、文化財についても起業地内に存在しないことを確認しており、かつ、施工時に試掘調査を行い文化財が確認された場合は、関係部署と協議し必要な措置を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な面積が確実に確保できること及び土地利用の容易性の観点からの評価のほか、近隣の関連施設（野球場、多目的屋内運動場及び屋内体育館施設）との総合的な管理運営や利用者の動線等を考慮しており、最も合理的である。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、既存施設における合宿及び観光を推進する上での問題を解消するものであり、早期に整備をすることで既存施設と一体となって最大限に効果を発揮するものであるため、早急に施行する必要がある。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業に相当程度長期に渡って継続的に供されるものであるから、収用することに合理性が認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 伊江村教育委員会スポーツ推進室（伊江村総合体育館）

沖縄県告示第386号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、浦添市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 浦添市字前田地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年9月27日から令和5年1月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和4年度沖縄県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和4年10月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年2月14日（火曜日） 午後1時30分から午後4時まで
 - (2) 場所 沖縄県立看護大学（那覇市与儀1丁目24番1号）
- 2 受験手続 受験願書を令和5年1月4日（水曜日）から同月11日（水曜日）までに沖縄県保健医療部保健医療総務課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。
- 3 その他 詳細については、沖縄県保健医療部保健医療総務課（電話番号098-866-2169）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和4年10月21日から令和5年2月21日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工スポーツ部観光商工課において縦覧に供する。

令和4年10月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ宮古島店 宮古島市平良字西里1282番1ほか7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田一馬
- 3 届出年月日 令和4年9月7日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 （仮称）宮古島商業施設新築工事 宮古島市平良字西里1282番1ほか
変更後 ドン・キホーテ宮古島店 宮古島市平良字西里1282番1ほか7筆
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 越塚孝之
変更後 平田一馬
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 大原孝治
変更後 吉田直樹
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成28年8月11日
 - (2) 4(2) 令和4年6月29日
 - (3) 4(3) 令和元年9月25日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和4年10月21日から令和5年2月21日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。

令和4年10月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ石垣島店 石垣市字大浜461番地1ほか4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田一馬
- 3 届出年月日 令和4年9月7日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) 石垣島商業施設 石垣市字大浜461番地1ほか
変更後 ドン・キホーテ石垣島店 石垣市字大浜461番地1ほか4筆
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 越塚孝之
変更後 平田一馬
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 大原孝治
変更後 吉田直樹
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成30年8月10日
 - (2) 4(2) 令和4年6月29日
 - (3) 4(3) 令和元年9月25日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年10月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1(1) 処分をした年月日 令和4年8月1日
- (2) 商号名 ワールド電気産業有限会社
- (3) 代表者名 中江太郎
- (4) 所在地 嘉手納町字嘉手納289-1F
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第8778号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和4年8月1日

- (2) 商号名 有限会社南開発
(3) 代表者名 大城誠
(4) 所在地 南風原町字津嘉山1800番地11
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第9122号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和4年8月1日
(2) 商号名 株式会社ヤマシン
(3) 代表者名 宮城正也
(4) 所在地 浦添市伊祖二丁目26番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第2147号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年7月5日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和4年8月1日
(2) 商号名 有限会社オキホ
(3) 代表者名 金城克宏
(4) 所在地 名護市大南四丁目2番14号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第9124号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年7月5日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和4年8月1日
(2) 商号名 有限会社太陽土木
(3) 代表者名 高良進
(4) 所在地 石垣市字真栄里853番地9
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第9263号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年7月8日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年8月1日
(2) 商号名 中部興産株式会社
(3) 代表者名 新垣貴雪
(4) 所在地 沖縄市仲宗根町24番9号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-3) 第11370号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年7月8日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年8月1日
(2) 商号名 株式会社真成工業
(3) 代表者名 砂川真紗矢
(4) 所在地 宜野湾市大山一丁目16番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第13271号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和4年7月8日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。

8(1) 処分をした年月日 令和4年8月1日

(2) 商号名 株式会社南成建設

(3) 代表者名 屋宜宣光

(4) 所在地 那覇市壺川2丁目13番41号上原ビル103号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第4352号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和4年7月11日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年10月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月5日 沖縄県指令土第655号

2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字新垣弁川原747番4

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字板良敷138番地 n e X t a g e Y & S 602号室 喜舎場勝也

5 検査済証番号 令和4年8月1日 第4819号

6 工事完了年月日 令和4年7月25日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

令和4年10月21日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設平成苑	豊見城市字名嘉地217番地の2	令和4年9月20日

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--